

セクシュアルハラスメント根絶に向けた法整備を求める意見書

「男女雇用機会均等法」は、労働者が性別により差別されることなく、また、女性労働者にあっては母性を尊重されつつ、充実した職業生活を営むことができるようにすることを基本理念とし、事業主に対する職場における性的な言動に起因する問題、いわゆるセクシュアルハラスメントに関する雇用管理上の措置を講じることを義務付けている。

セクシュアルハラスメントについては、労働者の尊厳や人格を侵害する行為であり、その本質は権力構造の中で起きる性暴力だと国内外で関心が向けられる中、本年 4 月、前財務事務次官によるセクシュアルハラスメントが大きな問題となったが、省庁トップや幹部がセクハラを軽く扱うなど事態の深刻さを理解しておらず、セクハラへの認識が不十分であることが浮き彫りになった。

また、セクシュアルハラスメントの被害を訴えることができない被害者もいることから、事態が明るみになりにくい側面を有していることも大きな問題となっている。

昭和 61 年の施行から 32 年が経過している「男女雇用機会均等法」は、現在に至るまでの間に幾多の改正を行い、段階的にセクシュアルハラスメント対策は拡大強化されてきたにもかかわらず、法を順守すべき行政官庁においてセクシュアルハラスメントの認識が欠如していた実態を鑑みると、社会全体におけるセクシュアルハラスメントに関する意識の浸透は不十分であると言わざるを得ず、有効な防止策を講じる必要がある。

よって、政府においては、「男女雇用機会均等法」の基本理念を踏まえ、セクシュアルハラスメントの根絶に向け、罰則規定を盛り込んだ法整備を行うことを求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 30 年（2018 年）6 月 4 日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、内閣府特命担当大臣（男女共同参画）、厚生労働大臣

（提出者）民主市民連合所属議員全員、無所属坂本きょう子議員及び市民ネットワーク北海道石川佐和子議員